**共 同 研 究 契 約 書（案）**

|  |  |
| --- | --- |
| 1．研究題目 |  |
| 2．研究目的 |  |
| 3．研究内容 |  |
| 4．研究担当者 | 区分 | 氏名 | 所属・職名 | 本研究における役割 |
| 甲 |  |  |  |
| 乙 |  |  |  | 派遣の有無 |
|  |
| 5．研究実施場所 |  |
| 6．研究期間 | 平成　　年　 月　 日　から　平成　　年 月 日　まで |
| 7．研究経費の負担 | 区分 | 研究費 |  |
| 甲 | ［　　　　　　］円 |  |
| 乙 | ［　　　　　　］円 |  |
| 合計 | ［　　　　　　］円 |  |
| 総額 | ［　　　　　　］円 |
| 8．施設及び設備 | 区分 | 施設の名称 | 設 備 |
| 名 称 | 規 格 | 数量 |
| 甲 |  |  |  |  |
| 乙 |  |  |  |  |
| 9．ノウハウの秘匿期間 | 本共同研究終了日（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算して［　　］年間 |
| 10．秘密保持義務の有効期間 | 本共同研究終了日（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算して［　　］年間 |
| 11．成果に関する知的財産権の帰属 | 甲 | ― |
| 乙 | ・単独帰属（第13条） |
| 12．成果に関する権限（実施権、選択権等） | 甲 | ・研究目的での無償・非独占的実施（第15条） |
| 乙 | ・実施／実施許諾（第14条、第15条） |

　［　　　　］大学（以下、「甲」という。）と［　　　　　］（以下、「乙」という。）とは、以下の研究項目に掲げる共同研究（以下、「本共同研究」という。）の実施に関し、以下のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（契約項目表）

（以下、余白）

**第1条（定義）**

本契約において、以下の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

（1）「本研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、本共同研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

（2）「知的財産権」とは、以下に掲げるものをいう。

　イ　特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第 123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

　ロ　特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利

　ハ　著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）に係る著作権並びに外国における上記権利に相当する権利

　ニ　秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、第21条の規定に基づき特定するもの（以下「ノウハウ」という。）

（3）「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては商標並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。

（4）「出願等」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願（仮出願を含む。）をいう。

（5）「出願等費用」とは、知的財産権等の出願等に要する費用であって、特許庁、裁判所等の機関又は甲及び乙のいずれにも所属しない弁理士等の外部専門家に対し支払われるものをいう。

（6）知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。

（解説）

　本条は、本契約において使用される用語の定義をあらかじめまとめて規定したものです。

**第2条（研究題目等）**

甲及び乙は、契約項目表1．ないし3．記載の共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施するものとする。

（解説）

　本条は、大学と企業が行なう共同研究の内容を特定したものです。

**第3条（研究期間）**

本共同研究の研究期間は、契約項目表6．記載の期間とする。

（解説）

　本条は、共同研究の研究期間を特定したものです。

**第4条（研究担当者）**

1　甲及び乙は、それぞれ、契約項目表4．に掲げる者を本共同研究の研究担当者として本共同研究に参加させるものとする。

2　甲は、乙が希望する場合、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事する者を共同研究員として受け入れるものとする。

3　甲及び乙は、相手方の同意を得た上で、第1項に定める研究担当者の変更、追加又は削減を行うことができるものとする。

**第5条（研究経費の負担及び支払）**

1　甲は、契約項目表7．記載の研究費、乙は、契約項目表7．記載の研究費［及び研究料］を、それぞれ負担するものとする。

2　乙は、契約項目表7．記載の研究費［及び研究料］を甲が発行する請求書により、当該請求書に定める支払期限までに支払わなければならない。

3　乙は所定の支払期限までに研究費［及び研究料］を支払わないときは、支払期日の翌日から支払った日までの日数に応じ、その未払額に年5％の割合で計算した延滞金を付加して支払わなければならない。

**第6条（経理）**

1　前条の研究経費の経理は甲が行う。

2　乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合は、これに応じなければならない。ただし、当該経理書類の閲覧又は謄写により第三者の情報を開示することになるときは、甲は、乙に対しその理由を示した上で、該当部分の閲覧及び謄写を拒むことができる。

**第7条（研究経費により取得した設備等）**

契約項目表7．記載の研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

**第8条（施設及び設備の提供等）**

1　甲及び乙は、契約項目表8.に掲げる自己の施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。

2　甲は、本共同研究の用に供するため、乙から契約項目表8.に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。この場合、甲乙の合意により当該設備の所有権を無償で甲に移転できるものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

3　前項に規定する設備の搬入、据付け、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

**第9条（研究の中止又は期間の延長）**

1　甲及び乙は、天災その他やむを得ない事由があるときは、相手方と協議した上で、本共同研究を中止し、又は当該協議により相手方との間で合意した場合には本共同研究の研究期間を延長することができる。この場合において、甲及び乙は、相手方に対し、中止又は延長による責めを負わないものとする。

2　甲は、甲の研究担当者等の退職又は他機関への異動により、本共同研究の実施の継続が困難になったと認められるときは、乙と協議した上で、本共同研究を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し、中止による責めを負わないものとする。

3　甲及び乙は、本共同研究の研究期間の延長により、第5条第2項の規定により乙から甲に対し納入された本研究経費に不足が生じ、又は不足が生じるおそれがあるときは、本共同研究の継続の可否について協議するものとする。この場合において、乙が、当該不足額の追加負担をしないときは、甲は、乙との協議の結果を踏まえ、本共同研究を中止することができる。

**第10条（研究の終了）**

本共同研究は、以下のいずれかの事由が生じた時点において、終了するものとする。

（1）契約項目表6．記載の研究期間が満了した場合

（2）研究期間満了前の共同研究が完了した場合

（3）第24条により、本契約が解除された場合

（4）甲及び乙が本共同研究の終了を合意した場合

**第11条（研究の中止に伴う研究経費の取扱）**

第９条（研究の中止又は期間の延長）の規定又は本契約の解除により、本共同研究を中止した場合において、第５条の規定により支払われた研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。

**第12条（研究の終了に伴う実績報告書の作成）**

甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた本研究成果について報告書を、本共同研究完了の翌日から［　　］日以内にとりまとめるものとする。

**第13条（知的財産権の帰属）**

1　本共同研究に伴い得られた発明等（以下「本発明等」という。）に関する知的財産権（以下「本知的財産権」という。）は、乙に帰属するものとする。

2　甲及び乙は、本知的財産について、それぞれの規則等により、当該発明等を得た研究担当者等から、当該発明等に関する知的財産権の承継を受け、乙に移転するものとする。

**第14条（本発明等の実施）**

乙は、本発明等を自己のために実施及び第三者に実施許諾することができる。ただし、実施及び実施許諾の際には、第19条に定めるノウハウ秘匿義務及び第20条に定める秘密保持義務を遵守するものとする。

**第15条（本発明等の実施許諾）**

乙は、甲に対し、本共同研究その他の研究目的で本発明等を無償で非独占的に実施する権利を許諾する。

**第16条（知的財産権の出願等）**

本知的財産権の出願は、乙が単独で出願するものとする。

**第17条（外国における出願等）**

本知的財産権の外国における出願については、前条に準じるものとする。

**第18条（出願等費用）**

前2条の出願に関する出願等費用は、乙が負担するものとする。

**第19条（ノウハウ及びプログラム等）**

1　本共同研究の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合は、速やかに相手方に通知し、協議の上、書面にて特定するものとする。

2　特定されたノウハウは、特定の日から契約項目表9.記載の期間まで、秘密として保持し、相手方の書面による承諾なく、第三者に開示してはならない。

3　特定されたノウハウ及び本共同研究から生じたプログラム等の取り扱いについては、第13条から第18条に定める本知的財産権の取り扱いに準じ、甲乙別途協議の上決定するものとする。

**第20条（秘密保持）**

1　甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示又は提供を受けた技術上及び営業上の情報のうち、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後30日以内に書面で相手方に対して通知されたもの（以下「秘密情報」という。）について、第4条に指定する研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

（1）開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

（2）開示又は提供を受けた際、既に公知となっている情報

（3）開示又は提供を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

（4）正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容

（5）相手方から開示又は提供された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

（6）書面により事前に相手方の同意を得たもの

2　甲及び乙は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

3　前2項の有効期間は、第3条の本共同研究開始の日から契約項目表10.記載の期間までとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

**第21条（本研究成果の公表）**

1　本研究成果は原則として、公表する。ただし、公表に当たっては、第19条のノウハウ秘匿義務及び第20条の秘密保持義務を遵守するものとする。

2　甲は、公表の［　　］日前までに、公表の目的・場所及び内容を、書面にて乙に通知する。

3　乙は、公表により、乙の利益が著しく害されるおそれがあると判断した場合、前項の通知を受領してから［　　］日以内に甲に書面にてその旨を通知し、甲は乙と協議の上、公表範囲及び方法を決定するものとする。

4　本共同研究終了日の翌日から起算して［　］年間を経過した後は、甲は、第19条のノウハウ秘匿義務及び第20条の秘密保持義務を遵守した上で、乙に対する通知を行うことなく、本研究成果の公表を行うことができるものとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

5　甲及び乙は、事前に書面による相手方の同意を得たときは、本研究成果の発表又は公開若しくは公表を行う際に、当該本研究成果が本共同研究において得られたものである旨を表示することができる。

**第22条（譲渡禁止）**

甲及び乙は、事前に書面による相手方の同意を得ることなく、第三者に対し、本契約上の地位又は本契約から生じる権利若しくは義務を譲渡してはならない。なお、合併又は本契約の目的に係る事業の全部若しくは一部の譲渡を原因とするか否かを問わない。

**第23条（有効期間）**

1　本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする。

2　本契約の失効後も、第19条、第20条、第26条、第27条の規定は、有効に存続する。

**第24条（解除）**

1　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内にかかる事態が是正されない場合は、直ちに本契約を解除することができるものとする。

（1）相手方が本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

（2）相手方が本契約に違反したとき

2　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

（1）破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の申立てをし、又は申立てを受けた場合

（2）銀行取引停止処分を受け、又は支払い停止に陥った場合

（3）仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

**第25条（反社会的勢力の排除）**

　甲及び乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。

　①　自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。

　②　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。

　③　自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

　　ア　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

　　イ　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為

２　甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は、何らの催告なしに本契約を解約することができる。

　①　前項①の確約に反する申告をしたことが判明した場合

　②　前項②の確約に反し契約をしたことが判明した場合

　③　前項③の確約に反する行為をした場合

３　甲又は乙は、前項により本契約を解約したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

**第26条（損害賠償）**

　甲又は乙は、前条に掲げる事由、又は相手方の故意又は重大な過失により損害等を被ったときは、相手方に対して被った直接損害に限り賠償請求をできるものとする。

**第27条（準拠法及び裁判管轄）**

1　本契約の準拠法は日本法とする。

2　本契約に関する紛争については、［　　　］地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成　　年　　月　　日

（甲）　［　 所　在　地　］

　　　　［　 名　　　称　］

 　　　学　　　長　　　［　　　　　　］

（乙）　［　 所　在　地　］

　　　　［　 名　　　称　］

 　　　　代表取締役 ［　　　　　　］